

気候変動等対応品種法 (重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律) について

令和8年8月
農林水産省

新品種の育成・普及の加速化をめぐる動き（政府決定）

食料・農業・農村基本法 （令和6年6月改正）

（先端的な技術等を活用した生産性の向上）

第三十条 国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、**省力化又は多収化等に資する新品種の育成及び導入の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本計画 （令和7年4月11日閣議決定）

2 食料自給力の確保

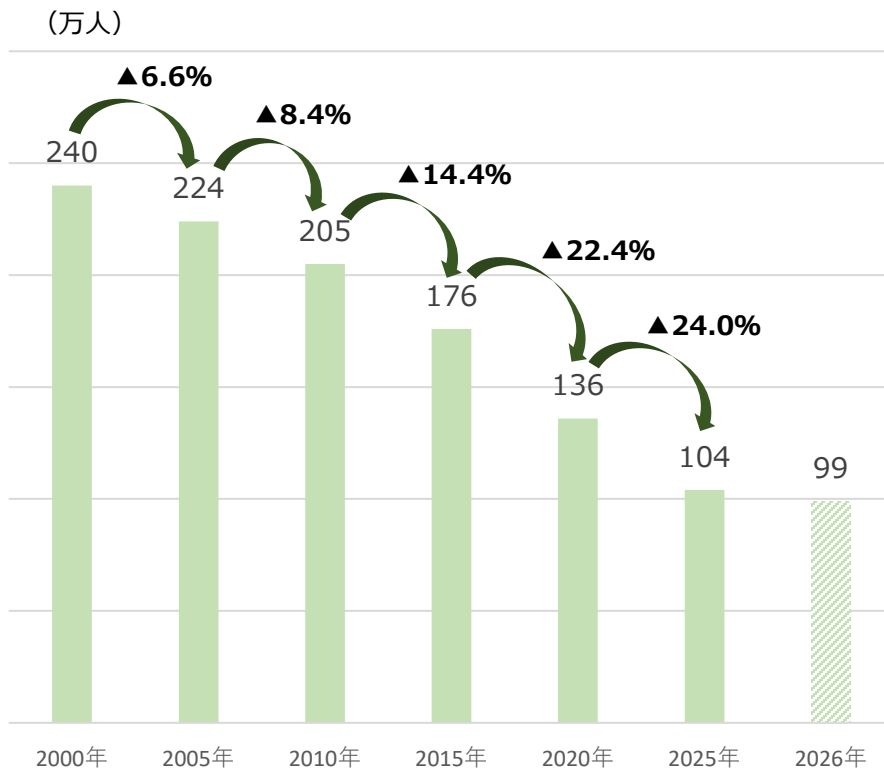
（4）生産性向上に向けた取組

品種や基盤技術の開発等に向けた総合的な方針の下、農研機構はもとより、都道府県試験場、大学、民間の研究機関等が一体となって、多収性、スマート農業技術適性、高温耐性、病虫害抵抗性のほか、環境負荷低減への対応や輸出促進等の社会課題の解決に資する革新的新品種の開発を推進する。その際、開発段階から**産学官連携を強化し、政策ニーズに対応しつつ実需者や生産者のニーズに応じた優良品種の開発と普及を迅速化**する。また、品種開発の迅速化・効率化に向けた基盤技術として、AI やゲノム情報等のビッグデータ等を活用した育種技術の開発を進める。

農業をめぐる情勢の変化 ①

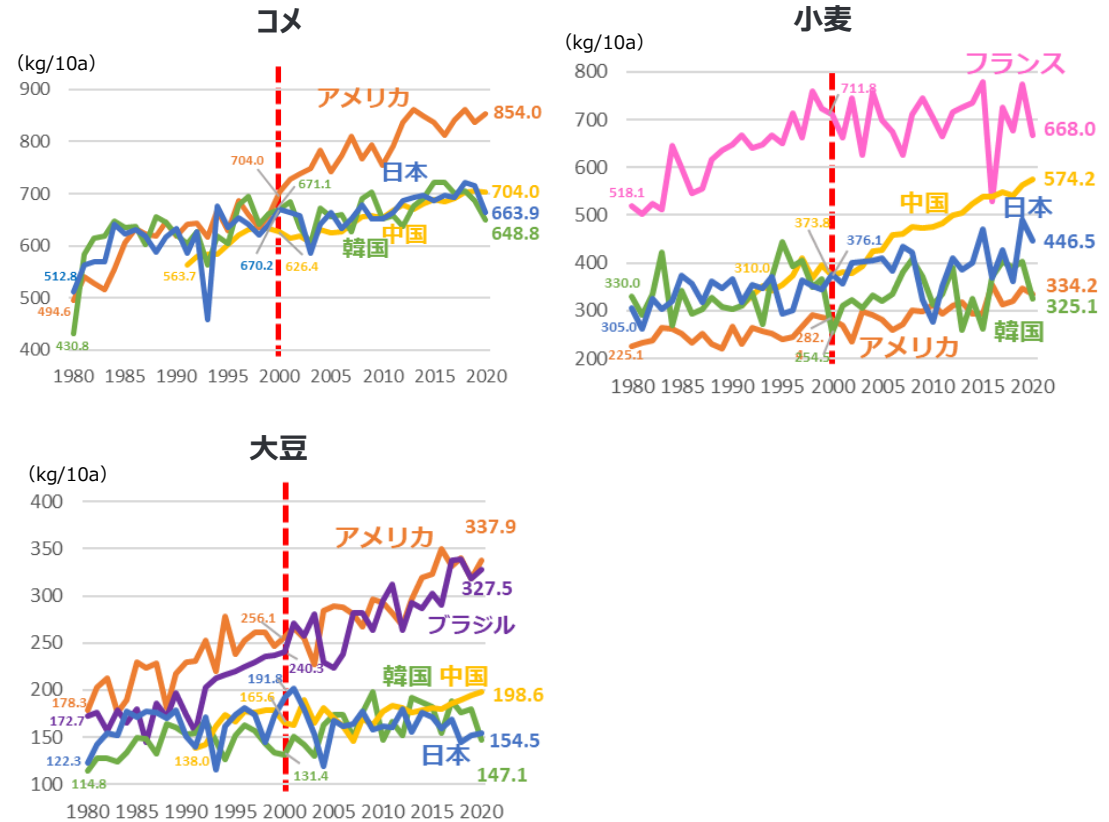
- 基幹的農業従事者は、2000年の240万人から2026年には99万人に減少している。今後も大幅に減少することが見込まれる。
- 農作物の単収については、諸外国に比して高いとはいえない状況。食料の安定供給の確保のためには、各品目において、生産性の向上が必要。

基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、2026年は農林水産省「令和8年農業構造動態調査」
 注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
 2010年までは販売農家の数値であり、2015年以降は個人経営体の数値。

諸外国との単収の比較



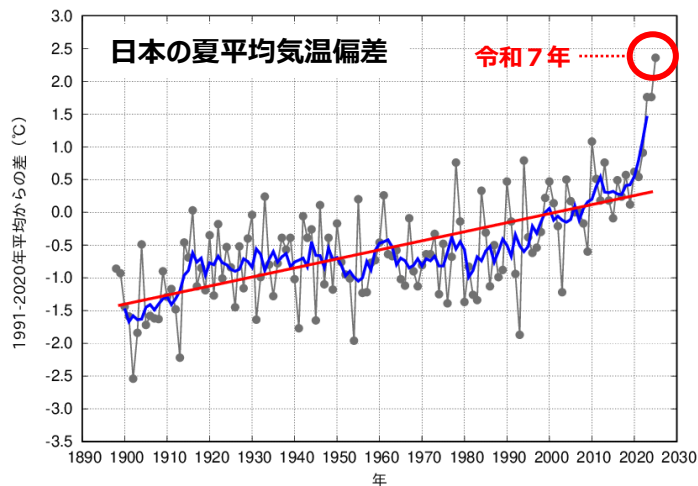
資料：FAOSTATより農林水産省にて作成

農業をめぐる情勢の変化 ②

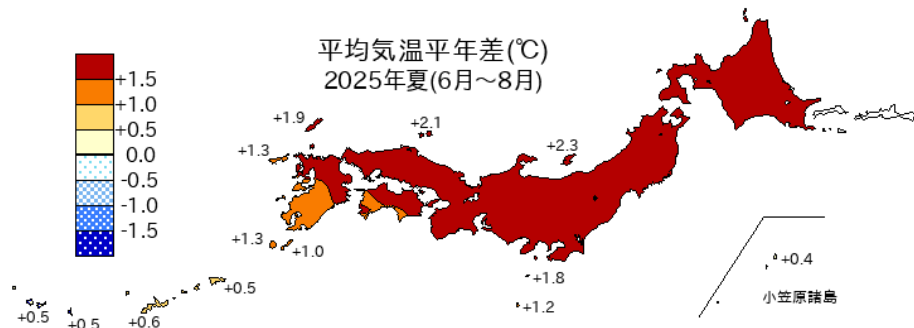
- 日本の年平均気温は、100年あたり1.40℃の割合で年々上昇。令和7年夏の平均気温は、観測史上過去最高。
- 気候変動の影響による農作物の品質や収量の低下が全国的に生じている中、気候変動に**対応した新品種の育成・普及を加速する必要**。

深刻化する地球温暖化

令和7年夏の日本全体の平均気温偏差は+2.36℃で、統計開始以降、過去最高の高温となった。



平均気温平年差(°C)
2025年夏(6月～8月)



気象庁HPより

農業分野への気候変動の影響

想定を上回る気温の上昇により、生育障害や、多雨による湿害、病害虫による被害が発生し、品質や収量が低下。



- ・水稻
高温による白未熟粒（米の白濁化）の発生により、等級が低下



- ・ぶどう
高温による着色不良の発生（左）



- ・うんしゅうみかん
高温、多雨による浮皮の発生（左）

農業をめぐる情勢の変化への対応に向けた新品種の育成・普及の推進

- 農業者の減少や気候変動など、農業を取り巻く全国的な喫緊の課題の解決に向け、多収性や高温耐性等の**重要な形質を有し、広域での課題解決に資する新品種**の育成・普及を加速する必要。
- 現時点では、**新品種の育成には最低でも10年程度**（果樹では約30年）、更に、**農業者に種苗が供給されるまで3年以上**の期間が必要。**品種育成から農業者への普及に必要な種苗生産までを一貫して、体制強化が必要。**

農業を取り巻く課題解決に資する品種

水稻「にじのきらめき」

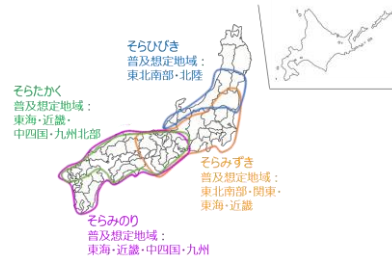
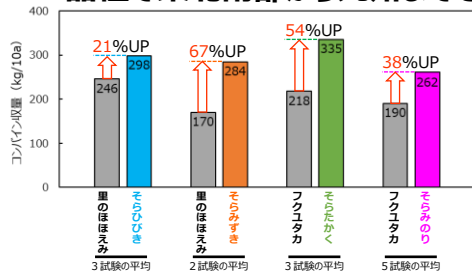
- ・ 高温耐性と耐倒伏性に優れ、既存の普及品種より15～30%多収
- ・ 東北南部、関東以西の広範囲で普及



にじのきらめき コシヒカリ

大豆「そらシリーズ」

- ・ 既存品種より21～67%多収
- ・ 4品種で東北南部から九州までを栽培適地としてカバー



りんご「紅つるぎ」

- ・ 壁状の樹形に仕立てやすく、作業動線が単純化。スマート農機による機械作業が容易となる。
- ・ 全国のりんご産地で普及予定



広範囲で活用できる品種の普及により
迅速に農業を取り巻く課題へ対応

新品種の育成から種苗供給までの流れ

品種育成

(要する期間)
10年以上

有望系統の選抜 (約6年～)

大量の交配組合せ後、数世代かけて固定・増殖した数千個以上の母集団から、目的とする形質を備えた数百系統まで選抜。

生産力評価 (約4年～)

研究ほ場等で実規模栽培し、評価・選抜を繰り返し行い、育種目標を達成した1系統を選抜。

多段階増殖 (約3年～)

1つの種苗から1作で採種できる量に限りがある※ことから、複数年をかけて、種苗を増殖。

※種苗生産における増殖率

水稻 : 約100倍/年
小麦 : 約50倍/年
ばれいしょ : 約10倍/年

種苗生産

(要する期間)
3年～

農業者

一般種子を購入し、
食用農産物を生産

品種育成から種苗生産までを一貫した対応により、
新品種の普及を加速化

気候変動等対応品種法※の概要

※重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

- 農業者の減少や気候変動に対応した多収性や高温耐性等の重要な形質を有し、広域で利用可能な品種（重要品種）を産官学の連携により育成するとともに、その種苗の生産を振興し、迅速に生産現場に普及していくことが重要。
- このため、新たな法制度において、国の主導の下、重要品種の育成と種苗生産を振興する計画制度を創設。

国の基本方針（国が重要品種の育成・普及の旗振り役）

- ・ 育成・普及すべき重要品種（高温耐性・耐病性・多収性等）の考え方
- ・ 品種育成・種苗生産の基本的な方向性（ゲノム解析等の先端技術・実需者評価の活用、広域への普及）
- ・ 育成した重要品種に関する知的財産の保護
- ・ 重要品種の育成及びその種苗の生産に係る人材の育成・確保、国際的な連携の確保 等

重要品種の育成の振興

↑ 申請

↓ 認定

重要品種育成事業計画
（農研機構、都道府県、民間企業等が
単独又は共同で作成）

- ・ 育成する新品種の性質
- ・ 栽培予定地域
- ・ 目標普及面積
- ・ 実需者評価を導入する取組
- ・ 品種登録出願の時期 等

・ 農研機構の研究施設・設備の供用等が可 等

・ 品種登録出願の義務化
・ 品種登録出願料等の減免

情報提供※

※ 育成された
新品種の
情報を国が
都道府県に
提供

重要品種の種苗生産の振興

↑ 協議

↓ 同意

都道府県基本計画
（都道府県が作成）

- ・ 育成された重要品種の生産、普及方針
- ・ 種苗生産の実施区域 等

↑ 申請

↓ 認定

重要品種種苗生産事業活動計画
（種苗生産者が単独又は共同で作成）

- ・ 生産量
- ・ 生産区域の規模、区域内の農地の集団化 等
- ※ 種苗生産者は、栽培管理協定を任意で作成

- ・ 種苗生産者等による
 - ① 農地の集団化を目指す地域計画の協議の場合への参加の申出が可
 - ② 栽培管理協定の効力は継承者にも継続
 - ③ 計画内の農用地区域外の農地の編入要請を可能とし、その際の編入手続を簡素化 等

制度的な対応とあわせて、予算措置により、重要品種の育成・普及を支援

重要品種育成事業計画と取組のイメージ

- 国が、主要な現行品種や農業をめぐる情勢の変化を踏まえた「育成・普及すべき重要品種の考え方」を示す。
- 基本方針の下、都道府県、民間企業、農研機構等が各々の強みと役割を活かし、産官学が連携した品種育成体制を構築するとともに、ゲノム情報やAIを活用することで、品種育成の効率化と加速化を実現。

育成・普及すべき重要品種の考え方

- ① 主要品目ごとに、現行で大宗を占める主要な品種と問題点を分析し、
- ② 農業をめぐる情勢の変化を踏まえ、多収化や高温耐性等、優先的に育成を進めるべき形質を明らかにするとともに、新たに育成する重要品種への置き換えを念頭に、「育成・普及すべき重要品種の考え方」として示すことを検討

➡ 品種育成機関が共通の育成目標を掲げることにつながり、産官学の連携による効率的な品種育成体制の構築を推進

<水稲の主な品種の普及状況>



現在普及している多くの品種で、**多収性・高温耐性に課題。**

産官学の連携による重要品種の育成



認定を受けた重要品種育成事業計画に対する支援措置

- 農研機構の研究開発設備の供用や品種登録の出願料・登録料の減免や航空法の特例等を措置し、計画認定者を支援

農研機構の研究開発設備の供用等

育成事業計画の認定を受けた取組に係る特別の措置として、農研機構の業務に支障がない範囲内で**農研機構が保有する研究開発設備の供用**や**専門家派遣業務**を行えることとし、**農研機構を中心とした産官学連携を強化**。

農研機構の保有する設備の例（供用の対象設備は今後検討）

人工気象室



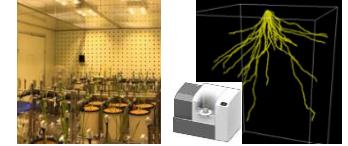
・様々な環境条件を再現・実現し、
高温耐性の検定等が可能

DNAマーカー選抜機器



・DNAマーカー選抜に使用する機器

栽培室・計測室



・ポット毎の土壌環境の制御や、X線CTを用いた地下部の非破壊計測が可能

ドローンの飛行許可・申請手続きのワンストップ化（航空法の特例）

計画の認定を受けた品種育成機関が、**無人航空機（農業用ドローン等）**による**農薬散布**や**作物の生育状況のセンシング**等を行う場合、**航空法の許可又は承認があったものとみなす**。

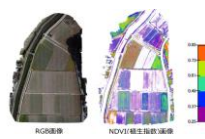
品種育成におけるドローンの活用

農薬散布



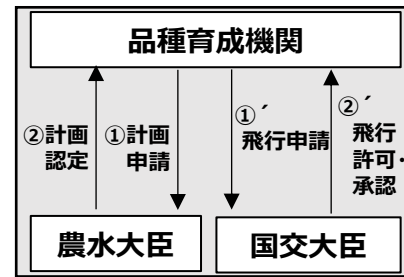
センシングによる
ピンポイント散布

センシング



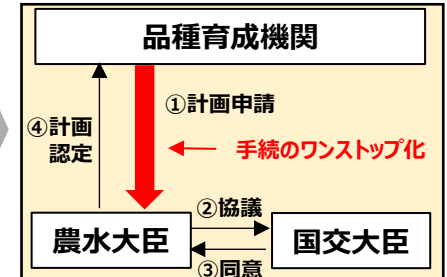
生育状況を可視化

（手続一元化前）



* 許可・承認が必要となる飛行に該当する場合

本法での措置（手続一元化後）



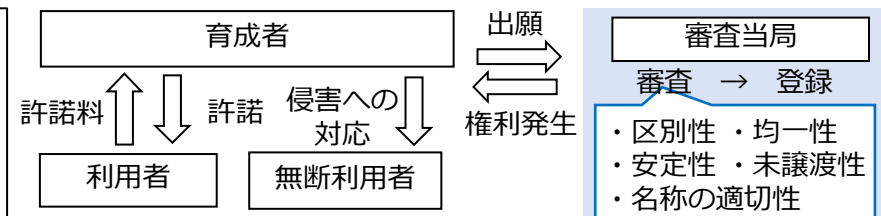
出願料・登録料の減免（種苗法の特例）

認定育成事業により育成された重要品種について、品種登録を行う場合の**出願料・登録料（1～6年目）について減免**することができる。

※ 減免の内容は政令で措置

- 出願料：＜通常＞ 14,000円
→ ＜特例＞ 免除
- 登録料：＜通常＞ 4,500円
→ ＜特例＞ 1,125円
(3/4の減免)

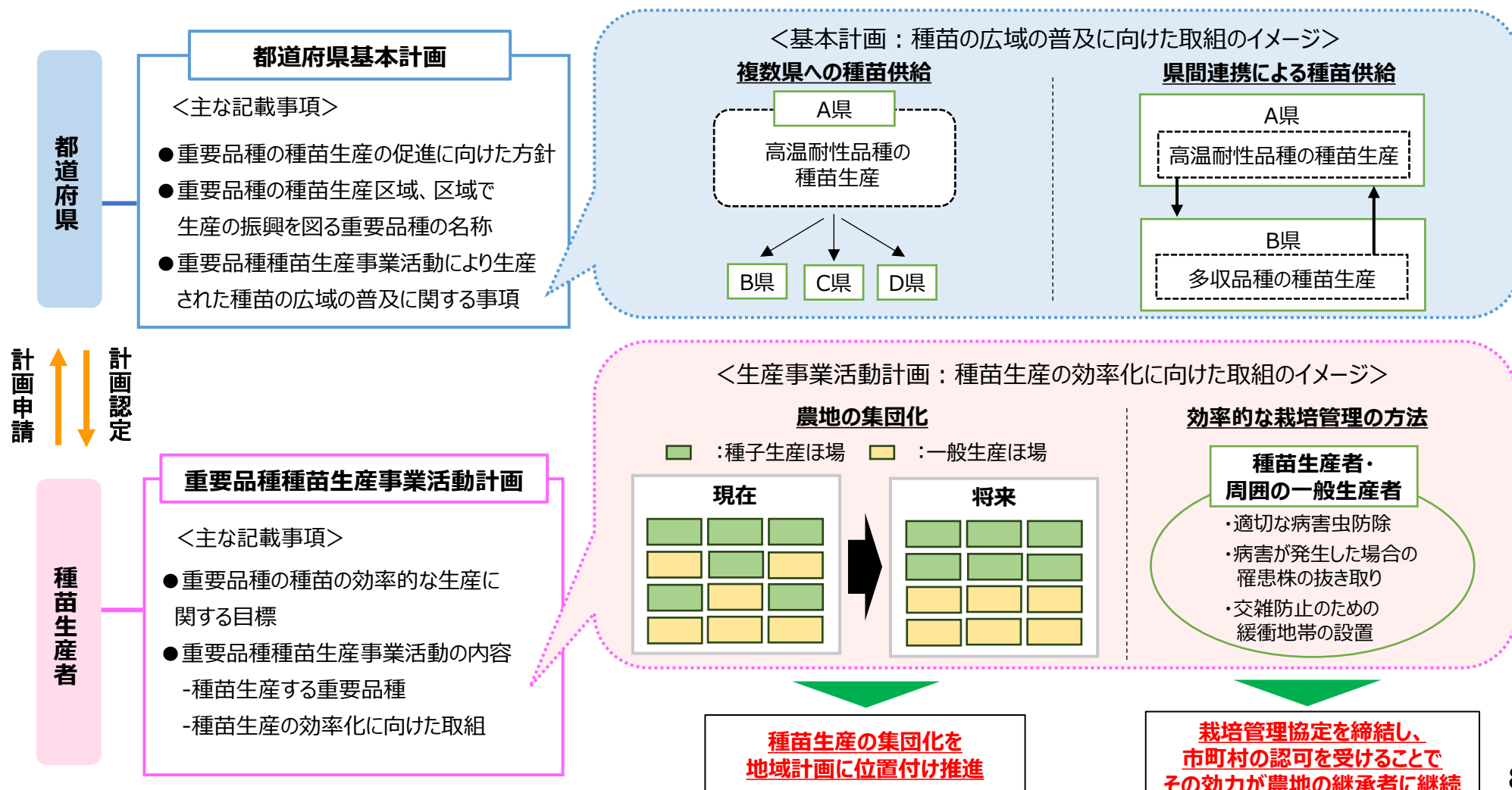
【種苗法に基づく品種保護制度の枠組み】



認定育成事業により育成された品種について、品種登録出願中の優先審査（早い順番で処理）を受けられるよう措置（種苗法の政令で措置）

都道府県基本計画・重要品種種苗生産事業活動計画と取組のイメージ

- 都道府県が、地域の状況に応じて、**重要品種の種苗生産区域**や**広域への種苗の普及の方針**等を盛り込んだ都道府県基本計画を策定。
- 種苗生産者が、基本計画に基づき、効率的な種苗生産に向け、**農地の集団化、ゾーニング等、地域内での栽培管理方法の調整**に取り組むことで、**迅速な重要品種の普及、持続的な種苗生産環境を実現**。



認定を受けた重要品種種苗生産事業活動計画に対する支援措置

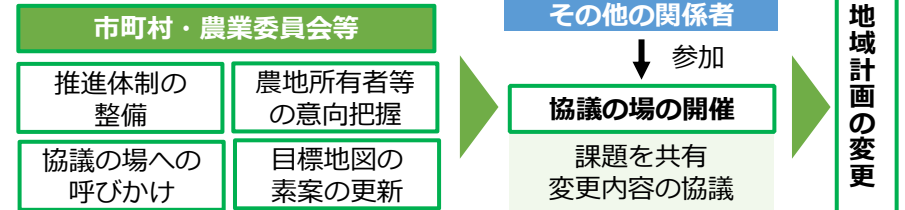
- 地域計画の協議の場への参加、協定の承継効、農地法の特例を措置し、計画認定者を支援

地域計画の協議の場への参加

計画の認定を受けた種苗生産者は、**地域計画の協議の場への参加の申出をすることができ、申出を受けた市町村は応じなければならない。**（正当な理由がある場合を除く。）



○地域計画の継続的な見直しの流れ



栽培管理協定に係る特例

種苗生産時の品種の交雑防止等に向け、計画の**認定を受けた種苗生産者やその他の農業者の間で、病虫害防除等への協力や栽培品種の選定等に関する協定を作成して市町村の認可を受けることで、農地の継承者にも協定の効力が継続する。**（協定の承継効）

協定の認可後、**農振農用地区域外農地（白地）を、農振農用地区域内農地（青地）に編入要請した場合は、農振法上の公告・縦覧に係る手続きを簡素化。**（農振法の特例）

栽培管理協定のイメージ

<協定に定める事項>

- 協定の対象となる農用地の区域（協定区域）
- 栽培の管理に関する事項
- 協定の有効期間（～5年）
- 協定に違反した場合の措置

栽培の管理に関する事項のイメージ

- 適切な病虫害防除の実施
- 病害が発生した場合の措置（病害に罹患した株の抜き取り）
- 交雑防止のための協力 等



異茎株の抜き取り作業

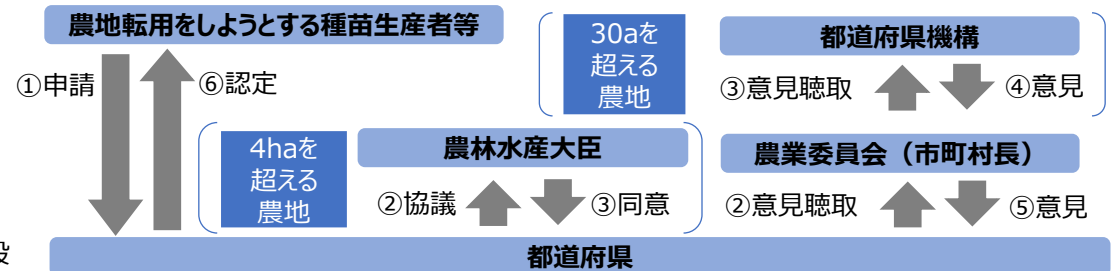
農地転用許可手続きのワンストップ化（農地法の特例）

計画認定を受けた種苗生産者や種苗生産を委託する者が**重要品種種苗生産計画の一環として、乾燥調製施設等の施設を導入することを目的として農地を農地以外に転用する場合、農地法に基づく許可があったものとみなす。**



乾燥調製施設

農地転用ワンストップのフロー（指定市町村の区域外の農地）



※ 重要品種種苗生産事業活動計画に、従来の農地転用手続と同等の記載事項を記すことで、手続きの一元化が可能。

今後のスケジュールについて

- 法律施行は令和8年12月1日を予定。
- 国が定める基本方針については、現場への説明会を通じて、農業者や関係団体、事業者、地方公共団体など幅広い関係者の意見を伺いながら詳細を検討。

令和8年7月

① 法律の公布（7月24日）

- ・基本方針の審議会への諮問
- ・基本方針パブコメ
- ・審議会の答申

・ブロック別説明会（9月～）

12月～

② 法律の施行（12月1日）（予定）

③ 国の基本方針公表

施行令・施行規則・事務取扱要領・申請書様式等も併せて公表

重要品種育成事業計画
認定受付開始

都道府県基本計画
同意協議受付開始

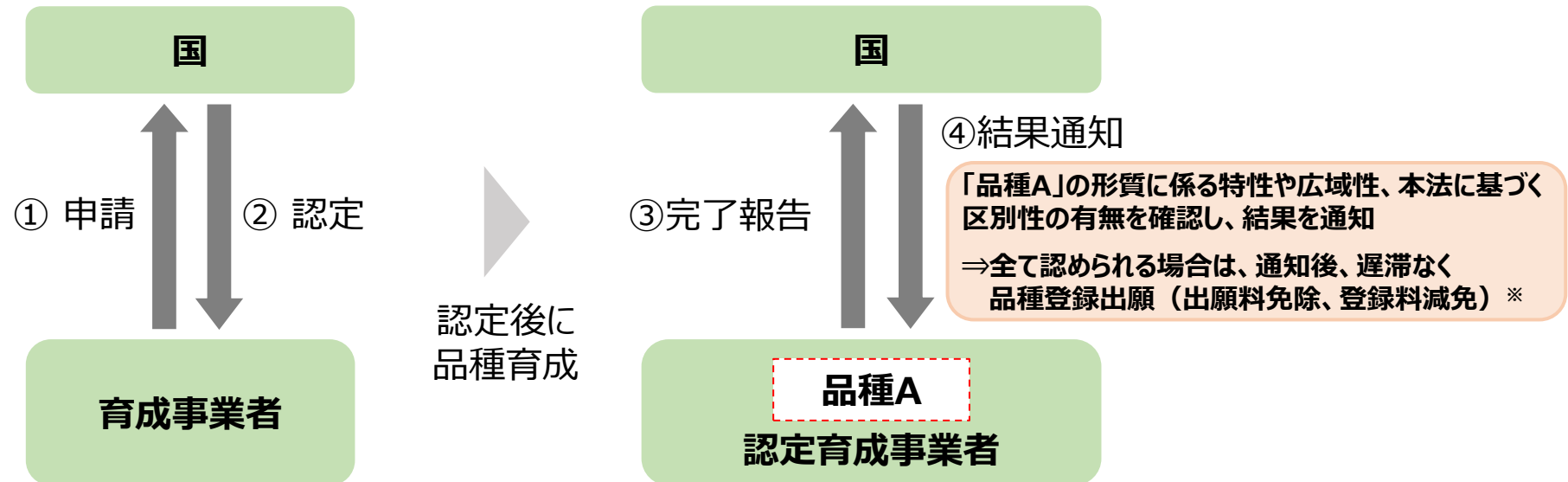
（都道府県基本計画策定後）

（都道府県）
重要品種種苗生産事業活動計画
認定受付開始

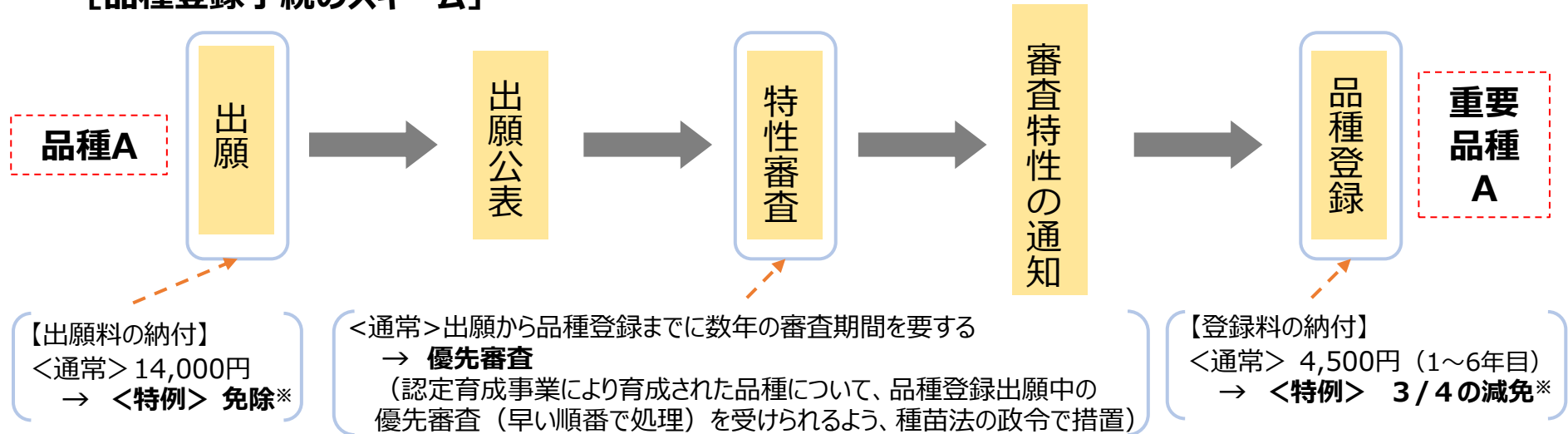
参考資料

重要品種育成事業計画のスキーム

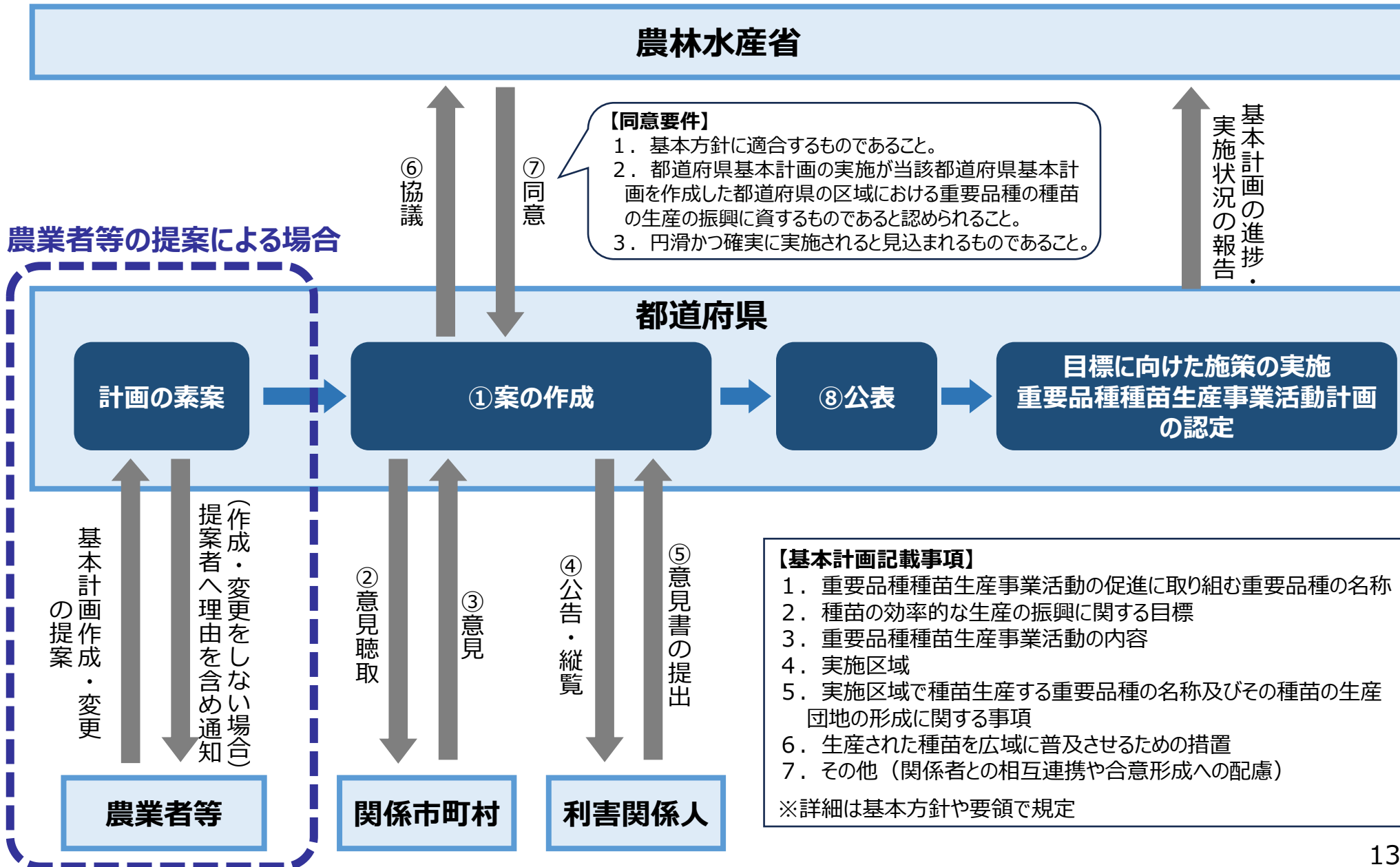
【計画認定と育成品種の報告のスキーム】



【品種登録手続のスキーム】



都道府県基本計画のスキーム



重要品種種苗生産事業活動計画のスキーム

認定スキーム

都道府県

基本計画

申請 ↑ ↓ 認定

種苗生産者

(農業者、農業団体、
民間企業等)

【認定要件】(基本方針で規定)

- ① 都道府県基本計画の中で、都道府県が定める実施区域において種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種として定められた品種を生産するものであること。
また、都道府県基本計画の内容と合致するとともに、都道府県基本計画に定める目標の達成に資するものであること。
- ② 事業が確実に継続して行われるものであること。
- ③ 重要品種の種苗の生産に当たって品種の流出防止に関する取組が確実に図られていること。

【概要】(条文で規定)

都道府県基本計画の実施区域内で重要品種種苗生産事業活動を行おうとする者が、重要品種種苗生産事業活動計画を作成し、当該実施区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。

【記載事項】(項目は条文で規定 詳細は基本方針や要領で規定)

- ① 種苗の効率的な生産に関する目標
- ② 活動の内容及び実施期間
- ③ 実施体制
- ④ 特例措置の活用に係る内容
- ⑤ 農地の集団化等、ゾーニングに向けた取組内容
- ⑥ 知的財産の保護に関する取組

(下線部は条文や基本方針に照らして必須。その他は任意。)

【特例措置】

- ① 地域計画の変更等に係る協議の場合への参加を担保する措置を規定
- ② 農業用施設の設置のために行う農地転用の許可申請手続きのワンストップ化
- ③ 栽培管理協定の締結に係る特例(承継効)
- ④ (協定を締結している場合) 農振編入手続の簡素化

【「重要品種」関連】

Q 1. 重要品種について、品目の限定はありますか。

A 1. 農産物全般を対象としており、要件に該当すれば品目の限定なく対象になります。

Q 2. 重要品種はどのような形質に係る特性を保持しているものが対象になりますか。

A 2. 法第2条第1項第1号で規定する、「省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているもの」が対象になります。より具体的な形質については基本方針で示す方向で検討しています。

Q 3. 重要品種の要件（法第2条第1項）のうち、「広域に普及することが可能」の「広域」について、どの程度を想定していますか。

A 3. 2以上の都道府県域に普及することが可能なものとする方向で検討しています。

【重要品種育成事業計画（育成事業計画）関連】

Q 4. 育成事業計画で定める「重要品種育成事業の目標」（法第6条第2項第1号）について、どのような目標を定めることを想定していますか。

A 4. 本事業で育成をする品種を普及させようとする地域・面積について、目標設定していただく方向で検討しています。例えば、置換えが可能な現行品種の普及地域・面積や、新たに普及させようとする産地の栽培面積等から推定し、記載することを想定しています。

Q 5. 既に品種育成に着手している場合でも申請できますか。

A 5. 品種登録出願までを事業実施期間としており、既に品種育成に着手している場合（有望系統の選抜や評価段階など、ある程度、品種育成が進んでいる段階）でも、出願前であれば対象となります。

【重要品種育成事業計画（育成事業計画）関連（続き）】

- Q 6．本法律によって、農研機構や都道府県の研究施設のほか、優良な遺伝資源や栽培データ等が民間企業に明け渡されてしまうのではないかな。
- A 6．法第9条において、農研機構の研究開発設備等の供用（農研機構の業務に支障が生じない範囲）について規定していますが、農研機構からの遺伝資源等の提供、都道府県の有する施設・設備の供用や遺伝資源等の提供に関する規定はなく、事実誤認です。

【都道府県基本計画・重要品種種苗生産事業活動計画（種苗生産事業計画）関連】

- Q 7．都道府県基本計画で位置付ける重要品種について、本法に基づき育成した品種ではない、既存品種を位置付けることは可能ですか。
- A 7．法律や国が定める基本方針等に定める要件に合致していれば、既存品種を位置付けることは可能です。なお、基本計画の国への協議に際して、位置付ける品種が重要品種に該当しているかについて確認します。
- Q 8．都道府県基本計画の作成に当たって、国からの重要品種に関する情報提供（法第14条）はどのように行われますか。
- A 8．具体的な方法については追ってお示しますが、都道府県による円滑な基本計画の作成が進むよう、丁寧な情報提供を行ってまいります。
- Q 9．都道府県基本計画で定める「種苗の効率的な生産の振興に関する目標」（法第12条第2項第1号）について、どのような目標を定めることを想定していますか。
- A 9．農地の集団化等により効率的な種苗生産を行っていくことを目的として、単位面積当たりの種苗の生産量の向上、種苗生産に係る労働時間の低減等、各地域で把握可能な任意の指標を用いて定めていただく方向で検討しています。

(参考) 品種育成、種苗生産・普及の関連予算 (令和8年度)

1. 品種育成

生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発 【R7補正30.1億円の内数】

- ・革新的な特性を持った品種、省力的な種苗生産技術、育種素材の開発等について、高精度な分析機器も活用しつつ実施。
- ・スマート育種技術を低コスト化・高精度化し、育種効率化基盤を構築。

農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化 【R7補正46.8億円の内数】

- ・農研機構が産官学連携のハブとなり、我が国の農業・食品分野の研究開発をリードするため、新品種育成加速温室の整備を実施。

2. 種苗生産・普及

強い農業づくり総合支援交付金 【120.1億円の内数】

- ・種子種苗生産関連施設等の共同利用施設の整備を支援。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業 【217.4億円(R7補正617億円)の内数】

- ・種子種苗生産関連施設等の老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援。

米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち持続的種子生産総合対策事業 【1.5億円】

- ・新規種子生産者の参入促進や、気候変動対応品種・多収品種等の種子生産の取組を支援

産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策(土地利用型作物種子枠)

【R7補正80億円の内数】

- ・稲、麦類及び豆類について、作業効率化による労働負担の軽減や新規種子生産者の参入促進を図られるために必要な農業機械等の導入を支援。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援

【R7補正80億円の内数】

- ・果樹及び茶について、需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組等を支援。

果樹農業生産力増強総合対策 【55.6億円の内数】

- ・果樹の生産基盤を強化するため、省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等を支援
- ・苗木供給力の強化のため、省力的な苗木生産設備の整備や、契約に基づく苗木生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入等を支援

時代を拓く園芸産地づくり支援 【3.4億円の内数】

- ・生産者、中間事業者、実需者等が連携した国内産地における周年安定供給を実現するため、高温耐性や加工適性の高い品種の導入等を支援

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 【11.5億円の内数】

- ・地域の実情に応じた茶の生産体制強化のため、優良品種への改植・新植等を支援

花き支援対策 【7.3億円】

- ・花きの需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組等を支援

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 【R7補正58.3億円の内数】

- ・さとうきび、ばれいしょ、かんしょ等について、新品種の緊急増殖及び早期普及、産地における種苗生産体制の強化、種苗生産の省力技術に係る実証、種苗生産に必要な機械導入・施設整備等を支援。

気候変動対応等高需要種子・確保緊急対策事業 【R7補正1.8億円の内数】

- ・稲、麦類及び豆類について、原原種等の品質向上に必要な施設整備を支援するとともに、需要の高い品種の急激な需要増加に対応するために種子供給体制を強化する取組等を支援。

国産青果物安定供給体制構築事業のうち国産野菜周年安定供給強化事業

【R7補正1.7億円】

- ・生産者、中間事業者、実需者等が連携した国内産地による周年安定供給を実現するため、高温耐性や加工適性の高い野菜品種の導入等を支援。

野菜種子安定供給対策事業 【0.2億円(R7補正1.5億円)】

- ・より安定的な野菜種子の供給体制を築くため、国内外の新たな採種地調査、国内の効率的な種子生産・保管技術等の開発・実証等を支援

3. その他

植物遺伝資源の収集・保存・提供の促進 【0.8億円】

- ・育種素材となる多様な植物遺伝資源の確保に向け、中央アジア諸国等との連携により植物遺伝資源の収集・保存等を促進

アジア地域の食料安全保障に向けた高温耐性イネ品種育成及び低コスト・低GHG栽培技術の確立

【R7補正2.5億円】

- ・国際稲研究所(IRRI)と日本研究者が連携し、気候変動に対応した日本でも活用可能な高温耐性イネ品種の選抜等を実施。

グローバルサウスの食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献する技術開発

【1.4億円の内数】

- ・グローバルサウスの食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に向け、気候変動や肥料価格の高騰等の重要課題について、国際農業研究機関(CGAIR)と我が国の研究機関等が一体となって品種開発等を推進。